

展覧会における美術品損害の補償に関する法律案新旧対照条文

目次

○ 文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号） ..... 1

展覧会における美術品損害の補償に関する法律案新旧対照条文

○ 文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）

（傍線は改正部分）

改正案	現行
<p>（文化審議会）</p> <p>第三十条 文化審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 文化芸術振興基本法（平成十三年法律第四百四十八号）第七条第三項、展覧会における美術品損害の補償に関する法律（平成二十二年法律第 号）第十二条第二項、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）、万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律（昭和三十一年法律第八十六号）第五条第四項、著作権等管理事業法（平成十二年法律第三十一号）第二十四条第四項、文化財保護法第五十三条及び文化功労者年金法（昭和二十六年法律第二百五号）第二条第二項の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（文化審議会）</p> <p>第三十条 文化審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～四 （同上）</p> <p>五 文化芸術振興基本法（平成十三年法律第四百四十八号）第七条第三項、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）、万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律（昭和三十一年法律第八十六号）第五条第四項、著作権等管理事業法（平成十二年法律第三十一号）第二十四条第四項、文化財保護法第五十三条及び文化功労者年金法（昭和二十六年法律第二百五号）第二条第二項の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。</p> <p>2・3 （同上）</p>